

水際対策強化に係る新たな措置（21）及び（22） による待機場所について

○入国後の待機場所について

「検疫所が確保する宿泊施設での3日間・6日間待機対象となっている指定国・地域」から入国・帰国する方のうち、以下の条件を満たす場合には、検疫所が確保する宿泊施設での待機及び検疫所長の指定する場所での検査を求めないこととします（自宅等での7日間（措置（26）に基づく指定国・地域は14日間）の待機は必要です。）。

- 過去14日以内に「水際対策強化に係る新たな措置（20）に基づくオミクロン株（B.1.1.529系統の変異株）に対する指定国・地域」に滞在していない
- 配布された抗原定性検査キットを使用して、入国後3日目、6日目に自主検査を実施し、その結果を指定のアプリ等により厚生労働省入国者健康確認センターへ報告する

○抗原定性検査キットによる自主検査について

※ 報告方法はこちらからご確認ください

<https://teachme.jp/111284/manuals/14154260/>



※上記に該当する場合でも、別途、検疫所が確保する宿泊施設での待機や検査を求められることがあります。